

議案第55号

令和6年度札幌市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和6年度札幌市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度
に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土 地 区 画 費 整 理 事 業 費	1 区 画 整 理 費	篠 路 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理	54,000 千円

繰 越 明 許 費 に 関 す る 調 書

款	項	事 業 名	予 算 額	繰 越 額	繰 越 し の 理 由
1 土 地 区画整理 事 業 費	1 区画整理費	篠 路 駅 東 口 地 区 土 地 区 画 整 理	千円 1, 041, 000	千円 54, 000	地権者の移転作業に時間を要 し、事業の年度内執行が困難と予 想されるため